

目 次

	ページ
訓 令	
3 新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱い に関する規程の一部改正	2
辞 令	
事務所長の任免について	26

新潟県市町村総合事務組合訓令第3号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成21年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県市町村総合事務組合職員（以下「職員」という。）に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（請求書及び届書の様式）</p> <p>第2条 <u>規則</u>の規定による請求書及び届書の様式は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>規則</u>第1条の4第1項の請求書（以下「認定請求書」という。）、<u>規則</u>第2条第1項の請求書（以下「額改定認定請求書」という。）、<u>規則</u>第3条の届書（以下「額改定届」という。）及び<u>規則</u>第4条の届書（以下「現況届」という。） 別記第1号様式</p> <p>(2) <u>規則</u>第5条の届書（以下「氏名変更届」という。）及び<u>規則</u>第6条の届書（以下「住所変更届」という。） 別記第2号様式</p> <p>(3) <u>規則</u>第7条の届書（以下「受給事由消滅届」という。） 別記第3号様式</p> <p>(4) <u>規則</u>第9条の請求書（以下「未支払請求書」という。） 別記第4号様式</p> <p>(5) <u>規則</u>第12条の9第1項の申出書（以</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県市町村総合事務組合職員（以下「職員」という。）に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「<u>省令</u>」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（請求書及び届書の様式）</p> <p>第2条 <u>省令</u>の規定による請求書及び届書の様式は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>省令</u>第1条の4第1項の請求書（以下「認定請求書」という。）、<u>省令</u>第2条第1項の請求書（以下「額改定認定請求書」という。）、<u>省令</u>第3条の届書（以下「額改定届」という。）及び<u>省令</u>第4条の届書（以下「現況届」という。） 別記第1号様式</p> <p>(2) <u>省令</u>第5条の届書（以下「氏名変更届」という。）及び<u>省令</u>第6条の届書（以下「住所変更届」という。） 別記第2号様式</p> <p>(3) <u>省令</u>第7条の届書（以下「受給事由消滅届」という。） 別記第3号様式</p> <p>(4) <u>省令</u>第9条の請求書（以下「未支払請求書」という。） 別記第4号様式</p> <p>(5) <u>省令</u>第12条の9第1項の申出書（以</p>

<p>下「寄附申出書」という。) 別記第5号様式</p> <p>(6) (略)</p> <p>(認定その他支給に関する処分の通知)</p> <p>第4条 <u>規則</u>第10条の規定により通知する文書は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(寄附の申出を受けたときの通知)</p> <p>第5条 <u>規則</u>第12条の9第2項の規定による通知は、児童手当に係る寄附受領証明書(別記第14号様式)による。</p> <p>(手当の支払日)</p> <p>第6条 児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する当該支払期月における新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)第7条に規定する日とする。</p>	<p>下「寄附申出書」という。) 別記第5号様式</p> <p>(6) (略)</p> <p>(認定その他支給に関する処分の通知)</p> <p>第4条 <u>省令</u>第10条の規定により通知する文書は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(寄附の申出を受けたときの通知)</p> <p>第5条 <u>省令</u>第12条の9第2項の規定による通知は、児童手当に係る寄附受領証明書(別記第14号様式)による。</p> <p>(手当の支払日)</p> <p>第6条 児童手当<u>及び特例給付</u>の支払日は、法第8条第4項に規定する当該支払期月における新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)第7条に規定する日とする。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第1号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

児童手当

認定請求書
 額改定認定請求書
 現況届
 額改定届

年 月 日 提出

管理者		所 属		氏 名		個人番号		所屬長確認	
様		住 所		生年月日					
		配偶者の有無		個人番号		業		ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者でない者	
氏名		続柄		生年月日		住所		職業等	
児童の兄弟等 (18歳に達する 日以後の最初の 3月31日から22 歳に達する日以 後の最初の3月 31日までの間に ある者)						通学先 (学生の場合のみ)		卒業予定時期 (学生の場合のみ)	
						職業等 ・学生 ・無職 ・その他 ()		生 年 月	
						住所		生 年 月	
						海外留学をして いる場合の 出国年月		職業等 ・学生 ・無職 ・その他 ()	
氏名		続柄		生年月日		同居・ 別居の 別		監護の有無	
(ふりがな)						同居・別		有・無	
児						同居・別		有・無	
(ふりがな)						同居・別		有・無	
童						同居・別		有・無	
(ふりがな)						同居・別		有・無	
(ふりがな)						同居・別		有・無	
(ふりがな)						同居・別		有・無	
所得の状況		年分所得額		円					

※ 認定欄(提出者は記入しないでください)

区 分	支給開始年月	手 当 月 額	決定 改定 却下	年 月 日	決裁者	年 月 日 受付
児童手当	年 月	3 歳未満分 3 歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	年 月 日		年 月 日 受付
			通知	年 月 日		年 月 日 受付
			公印使用許可			年 月 日 受付

別記第2号様式（第2条関係）

児童手当 氏名住所 変更届

年 月 日 提出

様		所属		氏名		所属長確認		
受給者	変更前	氏名						
		住所						
	変更後	氏名						
		住所		電話		()		
変更年月日		.		.				
支給対象となる児童	変更前	氏名						
		住所						
	変更後	氏名						
		住所		電話		()		
	変更年月日		.		.			
	変更前	氏名						
		住所						
	変更後	氏名						
		住所		電話		()		
	変更年月日		.		.			
	変更前	氏名						
		住所						
変更後	氏名							
	住所		電話		()			
変更年月日		.		.				
備考				決裁者				

年 月 日 受付

別記第3号様式（第2条関係）

児童手当受給事由消滅届

年 月 日 提出

管理者様	所 属		所属長確認
	氏 名		
	住 所		
消滅した 受給事由 該当するものを○で囲んで ください。 ()	<p>1 受給者が公務員でなくなった。</p> <p>2 児童について、次の事実が生じた。</p> <p>(1) 死亡した。</p> <p>(2) 監護しなくなった。</p> <p>(3) 生計を同じくしなくなった。</p> <p>(4) 生計を維持しなくなった。</p> <p>(5) 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く。)</p> <p>(6) 里親等へ委託された、又は児童福祉施設等へ入所した。</p> <p>(7) その他()</p> <p>3 その他()</p>		
2の場合における児童の氏名			
消滅事由の発生した年月日		. .	

年 月 日 受付

通 知	年 月 日	決裁者			

別記第4号様式（第2条関係）

未支払児童手当請求書

管理者 様 年 月 日 提出

請求者	氏 名		住 所	
受給資格があつた者 (死亡者)	氏 名		死亡した 年 月 日	・
	住 所			
支給対象であつた児童	氏 名	住 所		
請求の内容	請 求 期 間	・ 月分から ・ 月分まで	請求金額	円

年 月 日 受付

支 給 決 定	年 月 日	決裁者			
請 求 却 下	年 月 日				
通 知	年 月 日				

別記第5号様式（第2条関係）

児童手当に係る寄附の申出書

（寄附先）管理者 様

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づき、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、管理者から支給を受ける児童手当の額のうち、以下の額につき、当該児童手当の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

<input type="checkbox"/> 児童手当の全部（各月の手当額の全額を寄附）	計 円	
<input type="checkbox"/> 児童手当の一部（各支払期ごとに右の額を寄附）	年4月支払期 （2月分～3月分）	計 円
	年6月支払期 （4月分～5月分）	計 円
	年8月支払期 （6月分～7月分）	計 円
	年10月支払期 （8月分～9月分）	計 円
	年12月支払期 （10月分～11月分）	計 円
	年2月支払期 （12月分～1月分）	計 円

（注） 学校給食等の徴収及び保育料の特別徴収がある場合は、それらの額を控除した後の額とします。

年 月 日

住 所 _____

所 属 _____ 氏 名 _____

別記第5号様式の2（第2条関係）

児童手当 寄附変更申出書
寄附撤回申出書

（寄附先）管理者 様

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更 ・ 寄附の撤回
------	---------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区 分	寄附額	
<input type="checkbox"/> 児童手当の全部（各月の手当額の全額を寄附）	計	円
<input type="checkbox"/> 児童手当の一部（各支払期ごとに右の額を寄附）	年4月支払期 （2月分～3月分）	計 円
	年6月支払期 （4月分～5月分）	計 円
	年8月支払期 （6月分～7月分）	計 円
	年10月支払期 （8月分～9月分）	計 円
	年12月支払期 （10月分～11月分）	計 円
	年2月支払期 （12月分～1月分）	計 円

（注）寄附額は、支給される児童手当から学校給食等の徴収及び保育料の特別徴収がある場合は、それらの額を控除した後の額の範囲内とします。

年 月 日

住 所 _____

所 属 _____ 氏 名 _____

児童手当受給者台帳

住所	氏名		配偶者の有無		配偶者の氏名		配偶者の職業		被用者イ公務員ウ被用者等でない者		生年月日		年月日			
	氏名	続柄	生年月日	有・無	職業等	住所	有・無	職業	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	通学先 (学生の場合のみ)	児童との関係	3歳未満	3歳以上	3歳以降	非該当 年月日	
児童の兄弟等 (18歳に達する 日以後の最初の 3月31日から22 歳に達する日 以後の最初の3月 31日までの間に ある者)					学生 ・無職 ・その他 ()			年月		1 同居し、日常生活上の世話・必要な 保護をしている。 2 別居しているが、定期的な連絡・面 会等をしており、監護相当である。 3 その他 ()	児童手当該当年月日					
					学生 ・無職 ・その他 ()			年月		1 同居し、日常生活上の世話・必要な 保護をしている。 2 別居しているが、定期的な連絡・面 会等をしており、監護相当である。 3 その他 ()	児童手当該当年月日					
											・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
											・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
											・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
											・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
所得の状況	年分所得額		認定年月日		支給開始年月		手当月額		手当月額		手当月額		手当月額		手当月額	
	円		円		円		円		円		円		円		円	
備考	区分		児童手当		(消滅事由)											

児童手当支払記録

氏名	年度				年度
	年度	年度	年度	年度	
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
	被用者又は公務員か否かの別	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被
	前年の所得額	円	円	円	円
	区分	児童手当	児童手当	児童手当	児童手当
	備考				
支払金額	支払年月日				
	10月期	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円
	支払年月日				
	12月期	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円
	支払年月日				
2月期	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	
学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円	
保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	
寄附金額 ④	円	円	円	円	
支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	

児童手当支払記録

氏名	年度				年度
	年度	年度	年度	年度	
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
	被用者又は公務員か否かの別	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被
	前年の所得額	円	円	円	円
	区分	児童手当	児童手当	児童手当	児童手当
	備考				
支払金額	支払年月日				
	10月期	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円
	12月期	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円
支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	
2月期	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	
学校給食等徴収等額 ②	円	円	円	円	
保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	
寄附金額 ④	円	円	円	円	
支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	

様

管理者



児童手当認定通知書

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1 支給対象児童数	3歳未満	人
	3歳以上	人
	第3子以降	人
	計	人

2 区分 児童手当

3 手当月額	3歳未満	円
	3歳以上	円
	第3子以降	円
	計	円

4 支給開始年月 年 月から

5 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由

()

第 号
年 月 日

様

管理者



児童手当認定請求却下通知書

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（却下した理由）

様

管理者



児童手当額改定認定通知書

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり改定しましたので
職 権 通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1 改定後の支給対象児童数	3歳未満	人
	3歳以上	人
	第3子以降	人
	計	人
2 区分	児童手当	
3 改定後の手当月額	3歳未満	円
	3歳以上	円
	第3子以降	円
	計	円
4 改定年月日	年 月 日から	
5 改定（増・減額）の理由		
()

様

管理者



児童手当額改定認定請求却下通知書

年 月 日付けで請求のありました児童手当の額の改定については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（却下した理由）

様

管理者



児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたのでお知らせします。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 消滅した日 年 月 日
- 2 消滅の理由

第 号
年 月 日

様

管理者



未支払児童手当 支給決定 通知書
請求却下

年 月 日付けで請求のありました未支払児童手当の支給については、次の
とおり 支給することに決定 しましたので通知します。
請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 支払期間 年 月分から
 年 月分まで

- 2 支払金額 円

- 3 支払年月日 年 月 日

- 4 却下の理由

様

管理者



児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支給を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1 支払差止額 円

2 支払差止期間 年 月分から
年 月分まで

3 支払差止事由

第14号様式（第5条関係）

児童手当に係る寄附受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

金 _____ 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき _____ 年 _____ 月 _____ 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 _____ 月 _____ 日

管理者



附 則

(実施期日等)

- 1 この規程は、公布の日から実施し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の実施の日前においてなされた手続等については、改正後の規程の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 この規程の実施の際、改正前の新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程による様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の規程の規定による様式とみなす。
- 4 この規程の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

事務所長の任免について(辞令)

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則(平成16年規則第2号)第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和6年12月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

令和6年11月30日付け 刈羽村事務所長を免ずる 鈴木 裕 市

令和6年12月2日付け 刈羽村事務所長を命ずる 堀 光 紀